



三重県公報

令和5年6月2日 (金)
 第 418 号
 毎週火・金曜日発行

目 次

| (番号) | (題 名) | (担当) | (頁) |
|------|--------------------|---------------|-----|
| | 告 示 | | |
| 371 | 保安林の指定施業要件の変更に係る通知 | (治 山 林 道 課) | 2 |
| | 公 告 | | |
| | ふぐ処理者試験の実施 | (食 品 安 全 課) | 2 |
| | 土地改良区役員の就任の届出 | (農 地 調 整 課) | 3 |
| | 土地改良区役員の退任及び就任の届出 | (同) | 3 |
| | 同件 | (同) | 4 |
| | 同件 | (同) | 5 |
| | 同件 | (同) | 6 |
| | 土地改良区の定款変更の認可 | (同) | 6 |
| | 公共測量を実施する旨の通知 | (公 共 用 地 課) | 7 |
| | 同件 | (同) | 7 |
| | 開発行為に関する工事の完了 | (建 築 開 発 課) | 7 |
| | 宅地開発事業に関する工事の完了 | (同) | 7 |
| | 正 誤 | | |
| | 令和5年3月30日付け三重県公報号外 | (みどり共生推進課) | 7 |
| | 令和5年3月27日付け三重県公報号外 | (出 納 局) | 8 |

| |
|------------|
| 告 示 |
|------------|

三重県告示第 371 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を伊賀市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 5 年 6 月 2 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 通知することができない者の氏名

金谷 聡己

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市上阿波字封戸谷 3679 の 3

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び伊賀市役所に備え置いて縦覧に供します。）

| |
|------------|
| 公 告 |
|------------|

三重県食品衛生法施行条例（令和 2 年三重県条例第 53 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定によるふぐ処理者試験を次のとおり実施します。

令和 5 年 6 月 2 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 試験の日時及び場所

| 年 月 日 | 時 間 | 場 所 |
|-------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| ア 1 日目 令和 5 年 10 月 3 日 (火) | ア 午後 1 時 30 分から 午後 4 時まで | ア 松阪市上川町 212-2 ワークセンター松阪 |
| イ 2 日目 令和 5 年 10 月 4 日 (水) | イ 午前 9 時 30 分から 午後 5 時まで | イ 松阪市上川町 212-2 ワークセンター松阪 |

※ 試験の終了時刻は、受験者数により変更することがあります。

2 試験方法

1 日目 学科試験及び実技試験（ふぐの種類鑑別）

2 日目 実技試験（ふぐの処理及び臓器鑑別）

3 受験申込書の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間

令和 5 年 8 月 16 日（水）から同月 25 日（金）まで

(2) 受付場所

県内各保健所

郵送による受付もいたします（令和5年8月25日当日消印有効）。

なお、土曜日、日曜日及び祝日の受付はいたしません。

4 受験申込書の請求先

県内各保健所

5 その他

この試験についての問合せは、受験申込書の請求先にしてください。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出がありました。

令和5年6月2日

三重県知事 一 見 勝 之

一身田平野土地改良区（津市一身田平野 511 番地）

就任理事

津市一身田平野 497 番地

中 尾 好 孝

〃 〃 310 番地

中 尾 茂 之

〃 〃 461 番地 1

齋 藤 雅 之

〃 〃 319 番地

橋 爪 亨

〃 〃 526 番地

佐 藤 晋 治

就任監事

津市一身田平野 467 番地

齋 藤 昇

〃 白山町川口 3448-1

辻 本 孝 哉

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和5年6月2日

三重県知事 一 見 勝 之

松阪西黒部土地改良区（松阪市高須町 4649 番地）

退任理事

松阪市西黒部町 783 番地

浅 井 重 久

〃 高須町 3493 番地

三 宅 博

〃 〃 2897 番地

中 津 敏 勝

〃 〃 2842 番地 2

山 口 隆 宏

〃 〃 2941 番地

東 出 勝 年

〃 〃 3111 番地

中 辻 浩

〃 〃 3119 番地

中 谷 哲 士

〃 〃 3487 番地 4

大 林 春 樹

〃 西黒部町 884 番地 2

道 瀬 利 男

〃 〃 795 番地

山 本 幸 久

〃 〃 706 番地

西 浦 博

〃 〃 1871 番地 1

山 腰 均

〃 〃 635 番地 2

西 山 吉 郎

〃 松名瀬町 532 番地

南 出 良 雄

退任監事

松阪市西黒部町 851 番地

喜多村 建 次

〃 高須町 3164 番地

西 山 茂

就任理事

松阪市西黒部町 783 番地

浅 井 重 久

〃 高須町 3493 番地

三 宅 博

〃 〃 2897 番地

中 津 敏 勝

| | |
|-------------------|---------|
| 松阪市高須町 3203 番地 | 杉 崎 絢 多 |
| 〃 〃 2882 番地 2 | 北 村 稔 |
| 〃 〃 3121 番地 | 松 林 重 喜 |
| 〃 〃 3850 番地 3 | 今 井 俊 行 |
| 〃 〃 2840 番地 2 | 道 風 卓 身 |
| 〃 西黒部町 851 番地 | 喜多村 建 次 |
| 〃 〃 795 番地 | 山 本 幸 久 |
| 〃 〃 706 番地 | 西 浦 博 |
| 〃 〃 1867 番地 | 岡 田 亮 一 |
| 〃 〃 3736 番地 | 元 西 和 弘 |
| 〃 松名瀬町 568 番地 | 西 出 長 弘 |
| 就任監事 | |
| 松阪市高須町 3490 番地 20 | 大 林 茂 生 |
| 〃 西黒部町 884 番地 2 | 道 瀬 利 男 |
| 〃 高須町 4432 番地 | 松 尾 茂 生 |

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 5 年 6 月 2 日

三重県知事 一 見 勝 之

橿田川祓川沿岸土地改良区（松阪市豊原町 1354 番地 1）

退任理事

| | |
|----------------------|---------|
| 松阪市豊原町 338 番地 2 | 山 本 昌 彦 |
| 〃 佐久米町 531 番地 2 | 小 林 純 一 |
| 〃 下七見町 105 番地 | 山 路 一 已 |
| 〃 高須町 3490 番地 20 | 大 林 茂 生 |
| 〃 松名瀬町 888 番地 | 小藪助次右衛門 |
| 〃 井口中町 1015 番地 | 西 川 幸 二 |
| 〃 東黒部町 616 番地 | 出 口 眞 朗 |
| 〃 高木町 286 番地 | 山 中 匠 |
| 多気郡明和町大字金剛坂 890 番地 1 | 森 島 啓 之 |
| 〃 〃 大字馬之上 142 番地 5 | 南 野 光 輝 |
| 〃 〃 大字中村 706 番地 1 | 中 山 雅 仁 |
| 〃 〃 大字山大淀 3079 番地 | 中 山 正 美 |

退任監事

| | |
|----------------------|---------|
| 松阪市西黒部町 783 番地 | 浅 井 重 久 |
| 〃 東久保町 871 番地 | 濱 林 九代次 |
| 〃 出間町 43 番地 | 小 倉 信 幸 |
| 多気郡明和町大字濱田 1509 番地 1 | 吉 川 幸 博 |

就任理事

| | |
|--------------------|---------|
| 松阪市豊原町 38 番地 1 | 平 岡 一 行 |
| 〃 佐久米町 531 番地 2 | 小 林 純 一 |
| 〃 上七見町 497 番地 | 田 所 桂 |
| 〃 西黒部町 783 番地 | 浅 井 重 久 |
| 〃 松名瀬町 888 番地 | 小藪助次右衛門 |
| 〃 魚見町 302 番地 | 中 川 繁 樹 |
| 〃 東黒部町 489 番地 | 鈴 木 拓 郎 |
| 〃 稲木町 1132 番地 | 加 納 弘 睦 |
| 多気郡明和町大字金剛坂 690 番地 | 小 林 秀 行 |
| 〃 〃 大字馬之上 142 番地 5 | 南 野 光 輝 |

| | |
|-------------------------|---------|
| 多気郡明和町大字中村 706 番地 1 | 中 山 雅 仁 |
| " " 大字山大淀 3079 番地 | 中 山 正 美 |
| 就任監事 | |
| 松阪市清水町 293 番地 | 飯 田 正 博 |
| " 横地町 393 番地 | 奥 田 才 次 |
| 多気郡明和町大字上村 784 番地 1 | 西 場 栄 一 |
| 松阪市佐久米町 575 番地 | 西 口 真 理 |

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 5 年 6 月 2 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

三雲用水土地改良区（松阪市曾原町 878 番地）

退任理事

| | |
|----------------------|---------|
| 松阪市曾原町 1892 番地 30 | 伊 藤 正 利 |
| " 中道町 65 番地 1 | 伊 藤 博 |
| " 星合町 1266 番地 | 萩 原 光 行 |
| " 舞出町 7 番地 | 中 西 克 利 |
| " 嬉野小村町 237 番地 1 | 浅 原 三 喜 |
| " 肥留町 518 番地 | 伊 藤 順 夫 |
| " 笠松町 689 番地 | 今 井 滋 |
| " 五主町 1164 番地 | 伊 藤 則 秋 |
| " 甚目町 536 番地 | 齋 藤 猛 夫 |
| " 小津町 303 番地 | 瀬 古 照 明 |
| " 小野江町 116 番地 | 前 川 利 治 |
| " 曾原町 1397 番地 | 小 川 勝 美 |
| " 小舟江町 331 番地 | 福 田 孝 志 |
| " 西肥留町 3 番地 | 黒 宮 善 昭 |
| " 中林町 333 番地 | 世 古 欣 吾 |
| " 喜多村新田町 227 番地 1 | 森 涉 |

退任監事

| | |
|------------------|---------|
| 松阪市星合町 505 番地 | 沼 田 信 行 |
| " 笠松町 165 番地 | 山 村 敏 雄 |
| " 曾原町 637 番地 | 熱 田 寿 市 |
| " 五主町 1059 番地 | 黒 宮 康 孝 |

就任理事

| | |
|---------------------|---------|
| 松阪市曾原町 1892 番地 30 | 伊 藤 正 利 |
| " 小舟江町 36 番地 2 | 田 中 正 幸 |
| " 甚目町 518 番地 | 山 際 薫 |
| " 舞出町 7 番地 | 中 西 克 利 |
| " 嬉野小村町 237 番地 1 | 浅 原 三 喜 |
| " 曾原町 1239 番地 | 田 上 勝 典 |
| " 小津町 303 番地 | 瀬 古 照 明 |
| " 笠松町 170 番地 1 | 松 野 吉 富 |
| " 曾原町 1397 番地 | 小 川 勝 美 |
| " 五主町 1200 番地 1 | 山 中 広 |
| " 星合町 568 番地 | 野 田 久 義 |
| " 肥留町 708 番地 | 村 上 和 美 |
| " 中林町 333 番地 2 | 世 古 欣 吾 |
| " 西肥留町 168 番地 1 | 中 村 幹 |

| | |
|----------------|---------|
| 松阪市小野江町 124 番地 | 北 川 高 宏 |
| 〃 中道町 271 番地 | 奥 川 嘉 昭 |
| 就任監事 | |
| 松阪市曾原町 637 番地 | 熱 田 寿 市 |
| 〃 笠松町 410 番地 3 | 山 田 隆 一 |
| 〃 星合町 1295 番地 | 中 島 孝 |
| 〃 五主町 1189 番地 | 伊 藤 憲 一 |

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 5 年 6 月 2 日

三重県知事 一 見 勝 之

立梅用水土地改良区（多気郡多気町丹生 1620 番地 3）

退任理事

| | |
|-------------------|---------|
| 多気郡多気町波多瀬 1271 番地 | 高 橋 賢 治 |
| 〃 〃 片野 558 番地 | 午 道 由 雄 |
| 〃 〃 〃 1750 番地 1 | 西 村 篤太朗 |
| 〃 〃 朝柄 1801 番地 | 伊 藤 善 実 |
| 〃 〃 〃 2990 番地 3 | 藤 井 正 美 |
| 〃 〃 古江 310 番地 1 | 川 島 裕 |
| 〃 〃 〃 421 番地 | 地 主 章 |
| 〃 〃 丹生 1628 番地 | 中 村 豊 實 |
| 〃 〃 〃 1816 番地 | 中 野 敏 夫 |
| 〃 〃 〃 2103 番地 | 中 西 眞喜子 |
| 〃 〃 〃 1603 番地 | 辰 己 清 和 |

退任監事

| | |
|------------------|---------|
| 多気郡多気町波多瀬 765 番地 | 山 口 新 一 |
| 〃 〃 丹生 1089 番地 | 山 岡 清 |

就任理事

| | |
|---------------------|---------|
| 多気郡多気町波多瀬 1025 番地 1 | 高 橋 直 実 |
| 〃 〃 〃 93 番地 | 高 橋 康 晴 |
| 〃 〃 片野 1340 番地 | 野 呂 幸 治 |
| 〃 〃 〃 81 番地 83 | 辻 和 彦 |
| 〃 〃 朝柄 1801 番地 | 伊 藤 善 実 |
| 〃 〃 〃 2990 番地 3 | 藤 井 正 美 |
| 〃 〃 古江 310 番地 1 | 川 島 裕 |
| 〃 〃 〃 421 番地 | 地 主 章 |
| 〃 〃 丹生 1628 番地 | 中 村 豊 實 |
| 〃 〃 〃 1816 番地 | 中 野 敏 夫 |
| 〃 〃 〃 2103 番地 | 中 西 眞喜子 |
| 〃 〃 〃 1603 番地 | 辰 己 清 和 |

就任監事

| | |
|-----------------|---------|
| 多気郡多気町片野 322 番地 | 深 田 節 雄 |
| 〃 〃 丹生 1085 番地 | 松 井 直 之 |

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、立梅用水土地改良区（多気郡多気町丹生 1620 番地 3）の定款の変更を認可しました。

令和 5 年 6 月 2 日

三重県知事 一 見 勝 之

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県松阪建設事務所長から通知がありました。

令和 5 年 6 月 2 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和 5 年 6 月 1 日から令和 6 年 1 月 10 日まで
- 3 作業地域
多気郡大台町上楠及び同町粟生

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、伊賀市長から通知がありました。

令和 5 年 6 月 2 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和 5 年 6 月 1 日から同年 9 月 29 日まで
- 3 作業地域
伊賀市真泥

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 5 年 6 月 2 日

三重県知事 一 見 勝 之

| 工事完了年月日 | 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 許可を受けた者の住所及び氏名 |
|--------------------|--------------------|---|
| 令和 5 年 5 月 17 日 | 亀山市小下町 385-1 | 鈴鹿市江島町 1511 株式会社サトウ土地開発 代表取締役 佐藤 左恭 |

三重県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和 47 年三重県条例第 41 号）第 6 条の規定により確認しました宅地開発事業に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 5 年 6 月 2 日

三重県知事 一 見 勝 之

| 工事完了年月日 | 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 確認を受けた者の住所及び氏名 |
|--------------------|------------------------------|--|
| 令和 5 年 5 月 22 日 | 三重郡菟野町大字永井字樋ノ口 2354-1 ほか 6 筆 | 四日市市大矢知町 493-1 株式会社丸谷ホールディングス 代表取締役 水谷 勉 |

正 誤

令和 5 年 3 月 30 日付け三重県公報号外に登載しました、三重県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則中

ページ 行
2 26～28

三重県立自然公園条例施行規則
第 11 条 公園の管理

誤

第 11 条 公園の管理

| | |
|-------------------|-------------------|
| (公園事業となる施設の種類の種類) | (公園事業となる施設の種類の種類) |
| りしを目的とする。 | 的とする。 |
| (公園事業となる施設の種類の種類) | (公園事業となる施設の種類の種類) |
| ページ 行 | |
| 12 下から 4 | |

正

誤

面を添付しなければならない。ただし、条例第十六条 面を添えなければならない。ただし、条例第十六条第

正

面を添付しなければならない。ただし、条例第十六条 面を添えなければならない。ただし、条例第十六条第

| | | |
|-------|-----------------------|-----------------|
| ページ 行 | 誤 | 正 |
| 38 1 | 第 9 号様式 | 様式第 9 |
| 40 1 | 第 9 号の 2 様式 | 様式第 9 の 2 |
| 42 1 | 第 9 号の 3 様式 | 様式第 9 の 3 |
| 75 5 | 申請者の住所及び氏名 (記名押印又は署名) | 申請者の住所及び氏名 |
| 103 1 | 第 22 号様式 | 様式第 22 |
| 104 1 | 第 23 号様式 | 様式第 23 |
| 105 1 | 第 24 号様式 | 様式第 24 |
| 105 9 | 第 39 条の 6 | 第 30 条の 8 第 2 項 |

令和 5 年 3 月 27 日付け三重県公報号外に登載しました、三重県会計規則の一部を改正する規則中

ページ 行
42 下から 11~16

誤

| | | |
|-------|-------|--------------------------------------|
| 8 委託料 | 1 (略) | (略) |
| | 2 (略) | 公共工事に関するものについては、前払金保証証その他前払金保証を証する書類 |

正

| | | |
|-------|-------|--------------------------------------|
| 8 委託料 | 1 (略) | (略) |
| | 2 (略) | 公共工事に関するものについては、前払金保証証その他前払金保証を証する書類 |

発行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>